

第 11 回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1999 年 2 月 23 日（火）10:30～12:00

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員

（事務局等）科学技術庁

原子力局

政策課 坂田課長

保障措置室 坪井室長

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀、藤原

原子力安全局

核燃料規制課 浜嶋安全審査管理官、宮部

外務省

科学原子力課 北野課長、中村

資源エネルギー庁

原子力発電安全企画審査課

木本統括安全審査官、黒谷統括安全審査官、永田、黒村

須之内、小山

経済団体連合会

環境安全委員会地球環境部会地球温暖化対策タスクフォース 細谷座長

太田参与

地球環境本部地球環境・エネルギーグループ 秋元

東京電力株式会社環境部環境企画グループ 大谷

吉備専門委員

4. 議 題

- （1）「核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本政府と国際原子力機関との協定の追加議定書」について
- （2）経団連環境自主行動計画の概要について
- （3）日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）
- （4）北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（2 号原子炉の増設）について（一部補正）
- （5）中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1 号及び 2 号原子炉施設の変更）について（一部補正）
- （6）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（諮問）
- （7）その他

5. 配布資料

- 資料 1 「核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」について
- 資料 2 経団連環境自主行動計画の概要について
- 資料 3-1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- 資料 3-2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉設置変更許可申請（原子炉施設の変更）の概要について
- 資料 4-1 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（2 号原子炉の増設）について
- 資料 4-2 北陸電力株式会社志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2 号原子炉の増設）の一部補正の概要について
- 資料 5-1 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1 号及び 2 号原子炉施設の変更）について
- 資料 5-2 中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1 号及び 2 号原子炉施設の変更）の一部補正の概要について
- 資料 6-1 核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（諮問）
- 資料 6-2 人形峠環境技術センターにおける加工事業変更許可申請書の概要
- 資料 7 第 10 回原子力委員会定例会議議事録（案）

6. 審議事項

- （1）「核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との協定の追加議定書」について

標記の件について、外務省より資料 1 に基づき説明があった。これに対し、

- ・核兵器保有疑惑国が追加議定書に署名するよう働きかけて欲しい。イラク、イラン、北朝鮮は署名しているのか。

（外務省）まだである。現在の署名国は 35 ヶ国だが、今後二国間の意見交換等を通じ各国に対し締結方働きかけていきたい。

等の質疑応答及び委員の意見があった。

- （2）経団連環境自主行動計画の概要について

標記の件について、経団連より資料 2 に基づき説明があった。これに対し、

- ・CO₂ 排出量は、分野毎にどれくらいの割合になっているのか。

（経団連）全体の約半分を産業分野が占めており、その残り半分強を民生部門が占めており、その残りは運輸部門。近年、運輸部門、民生部門の割合が伸びている。

- ・1990 年から 1997 年までで、どれくらい CO₂ 排出量が増えているか。

（経団連）日本全体の CO₂ の排出量の伸びは概ね 10%。

- ・我が国の温室効果ガス削減目標の 6% を達成するためには概ね合計 16% を削減する必要があるが、この目標は大変厳しく、原子力がなければ達成は困難。

（経団連）経団連として、温暖化対策における原子力の位置づけは重要と考えており、環境自主行動計画にも原子力推進を盛り込んでいる。一方、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく基本方針について、中央環境審議会にお

いて議論が進められているが、その原案では原子力の位置づけが明確にされていない。

- ・COP3の京都議定書にも、外交的な調整の結果、原子力の記述が含まれなかった。少なくとも国内で作成する文書には、正面から記述すべき。

(経団連)経団連としては、地球温暖化対策の基本方針に、原子力の推進について盛り込まれるよう働きかけてきたが、引き続き働きかけていきたい。

- ・エネルギー供給構成比を見ると、火力の割合が2005年に増加しているが、これはなぜか。

(経団連)2005年までは、エネルギー使用量の増加に伴うだけ原子力発電所の立地が進まず、火力発電等で需要増に見合う供給をまかなう見込み。

- ・COPの議論において、国際協力により他国の温室効果ガスを削減した場合には、その削減量を国際協力実施国に振り替える柔軟性措置に、原子力分野は必須。

(事務局)地球温暖化対策の促進に関する基本方針については、中央環境審議会において検討されているが、原子力を盛り込むべきとの意見と、反対の意見があったが、部会長の調整により明記されなかった経緯がある。原子力について盛り込むべく事務局としても努力する。

- ・原子力界から原子力の重要性を訴えてきたが、成果を上げられていない。経済界のうち原子力に関係しない企業は原子力推進にコミットしてこなかった様に思う。経団連において、原子力を推進すべきとの意見は多くの企業の支持を得ているのか。

(経団連)経団連の場で議論すると、原子力、エネルギー多消費産業関連企業が中心となって広く原子力推進の支持を得ている。新エネルギー等に取り組むとともに、原子力を積極的に推進すべきということでまとまった。

- ・地球温暖化を全体の問題としてでなく自分の問題として捉えたと、原子力が必須であることが分かる。
- ・原子力立地には国民の理解が必要。

(経団連)将来のCOPにおいて国際的な柔軟性措置の枠組みが決まり、大口排出者のベースラインを決める方向になれば、CO2削減について、原子力を含めてさらに努力をしなければならないということになるだろう。

等の委員の意見及び質疑応答があった。

(3) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)

平成10年8月17日付け平成09・09・18資第5号(平成11年1月29日付け平成09・09・18資第5号をもって一部補正)をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注)本件は、使用済燃料の貯蔵容量の増加を図るため、使用済燃料乾式貯蔵施設を設置するものである。

(4) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉の増

設)について(一部補正)

平成11年2月18日付け平成09・05・20資第1号をもって通商産業大臣から通知のあった標記の件について、通商産業省より資料4-1及び資料4-2に基づき説明があった。これに対し、

- ・地震時の建屋の傾斜について、1万分の1とまで書くのか。これを超えても安全だろうに、1万分の1と記載するとそれが許容限界値と勘違いされるのではないか。
- ・原子力の40年の実績を踏まえた上で、安全を判断するのに必要十分かどうかという観点から、数値の記載について考えた方がよいのではないか。
- ・書類の記載ぶりについては、一般への安心に配慮して欲しい。

(通産省)国民への分かりやすさからこの様な表現とした。

等の質疑応答及び委員の意見があり、本件については、引き続き審議することとした。

注)本件は、使用済燃料貯蔵設備等の設計方針等の明確化、建設工事費の見積もりの変更、原子炉建屋基礎地盤沈下に対する安全性評価の明確化、新規計画の空港についての記載の追加等により、申請書の本文及び添付資料の記述の適正化を図るため、一部補正を行うものである。

(5) 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(一部補正)

平成11年2月18日付け平成09・11・25資第6号をもって通商産業大臣から通知のあった標記の件について、通商産業省より資料5-1及び資料5-2に基づき説明があった。本件については、引き続き審議することとした。

注)本件は、中国電力株式会社における組織の改正により、保安組織等に変更が生じたため、添付書類について一部補正を行うものである。

(6) 核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について(諮問)

平成11年2月16日付け10安(核規)第892号をもって内閣総理大臣から諮問を受けた標記の件について、核燃料規制課より資料6-1及び資料6-2に基づき説明がなされた。これに対し、

- ・回収ウランを扱う場合、遮蔽に問題はないか。
- (核燃料規制課)評価されているので、問題ない。

等の質疑応答及び委員の意見があり、本件については、引き続き審議することとした。

注)本件は、核燃料サイクル開発機構の中長期計画の策定に基づき、濃縮の最大処理能力を縮小するため、機器・配管等の撤去、回転ウラン系濃縮ウランの詰め替え行程の追加、資料済NaFの貯蔵エリア及び貯蔵量の変更等を行うものである。

(7) 議事録の確認

事務局作成の資料7第10回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

なお、事務局より、今回は2月26日(金)に臨時会議を10:30より開催する方向で調整したい旨、発言があった。